

# 鶯谷トンネルの通行規制について

令和4年8月25日(木)の集中豪雨にて岐阜市鶯谷地内で発生した山腹崩壊による道路への土砂流出に伴い、山腹の復旧工事が完了するまでの間、通行車両の安全を確保するため、雨量が規制基準(24時間雨量80mmまたは1時間雨量20mm以上)に達した場合に、以下のとおり通行規制を実施しますのでお知らせします。

## 1 規制区間

一般県道 岐阜各務原線 岐阜市小熊町2丁目交差点から坑口東側三叉路まで 約1.2km

### (一) 岐阜各務原線 鶯谷トンネル 規制区間



ます。

※安全が確認され次第規制を解除する予定ですので、ご理解ご協力をお願いします。

## 3 問い合わせ先

(通行規制に関すること)

岐阜土木事務所 施設管理課 058-214-9602

(復旧工事に関すること)

岐阜農林事務所 林業課 058-214-7406